

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算</p> <p>①直接工事費（建地-I）</p> <p>1. 材料費</p> <p>（1）数量 略</p> <p>（2）価格</p> <p>価格は、原則として、単価適用日における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、単価適用日における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、物価資料（「Web 建設物価」、「積算資料電子版」をいう）、個別特別調査又は見積等をもとに、原則として下記により決定するものとする。</p> <p>1) 「設計単価表」による。</p> <p style="padding-left: 20px;">設計単価表に単価が設定されている場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 1) の方法により難しい場合、「物価資料」による。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 単価の決定は、物価資料（「Web 建設物価」、「積算資料電子版」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の多い方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、多い方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲</p>	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算</p> <p>①直接工事費（建地-I）</p> <p>1. 材料費</p> <p>（1）数量 略</p> <p>（2）価格</p> <p>価格は、原則として、単価適用日における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、単価適用日における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう）、個別特別調査又は見積等をもとに、原則として下記により決定するものとする。</p> <p>1) 「設計単価表」による。</p> <p style="padding-left: 20px;">設計単価表に単価が設定されている場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 1) の方法により難しい場合、「物価資料」による。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の多い方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、多い方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないも</p>	<p>積算基準及び歩掛表 (その1)</p> <p>I-2-①-1</p> <p>物価資料の変更</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
載のないものについては、その価格とする。	のについては、その価格とする。	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>3. 労務費</p> <p>労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)から(4)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 略</p> <p>(2) 労働賃金 略</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価</p> <p>次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 略</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(8h) + 休憩時間(1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h~5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</p> <p>ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を越える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕</p> <p>3) 略</p> <p>(4) 休日作業の労働単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。<u>その内、深夜部分(22h~5h)にかかる時間帯は、深夜割増(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</u></p> <p>法定休日とは、使用者の定める週一回、もしくは4週間のうち4日の休日とする。</p>	<p>3. 労務費</p> <p>労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)から(4)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 略</p> <p>(2) 労働賃金 略</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価</p> <p>次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 略</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(実働時間8h + 休憩時間1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h~5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</p> <p>ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を越える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕</p> <p>3) 略</p> <p>(4) 休日作業の労働単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。<u>《新規追加》</u></p> <p>法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうち4日以上(以上)の休日とする。</p>	<p>積算基準及び歩掛表 (その1)</p> <p>I-2-①-2</p> <p>休日作業の深夜割増を追加</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>6. 注意事項</p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 略</p> <p><u>(2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。</u></p>	<p>6. 注意事項</p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 略</p> <p><u>《新規追加》</u></p>	<p>積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-①-3</p> <p>記事の追加</p>
<p>②間接工事費</p> <p>1. 総則 略</p> <p>2. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分 略</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>対象額(P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 略</p> <p>b. 略</p> <p>c. 略</p> <p>d. 大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、<u>別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材</u>、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)</p>	<p>②間接工事費</p> <p>1. 総則 略</p> <p>2. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分 略</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>対象額(P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 略</p> <p>b. 略</p> <p>c. 略</p> <p>d. 大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤、<u>鋼製スリット堰堤</u>、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)</p>	<p>積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-②-1</p> <p>文言の改定</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新		旧	備考欄
(注) (イ) 略 (ロ) 略 (ハ) 略 (ニ) 別途製作する標識柱（オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式）、しゃ音壁支柱、 別途製作する 鋼製砂防堰堤の 鋼製部材 、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）		(注) (イ) 略 (ロ) 略 (ハ) 略 (ニ) 別途製作する標識柱（オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式）、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤（ 鋼管フレーム、バットレス型 ）、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）	積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-②-3 文言の改定
下水道工事	(1)	下水道に関する工事であって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-②-5 下水道工事(4)の追加
	(2)	下水道に関する工事であって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	
	(3)	下水道に関する工事であって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	
	(4)	下水道に関する工事であって、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事	
		下水道工事 (1) 下水道に関する工事であって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事であって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事であって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新					旧					備考欄
別表第1 共通仮設費率 第1表					別表第1 共通仮設費率 第1表					積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-②-9 下水道工事(4)の追加
対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	適用区分	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
工種区分		A	b		工種区分		A	b		
河川工事	12.58	288.6	-0.1888	4.77	河川工事	12.58	288.6	-0.1888	4.77	
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	
海岸工事	19.08	407.9	-0.2204	4.24	海岸工事	19.08	407.9	-0.2204	4.24	
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	
P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	
舗装工事	17.09	485.1	-0.2074	5.92	舗装工事	17.09	485.1	-0.2074	5.92	
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28						
第5表					第5表					積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-②-10 コンクリートダム工事の諸経費率改定
対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	適用区分	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
工種区分		A	b		工種区分		A	b		
コンクリートダム	18.77	3084.8	-0.2763	6.32	コンクリートダム	12.23	105.2	-0.1100	9.02	
フィルダム	7.57	48.7	-0.0898	5.88	フィルダム	7.57	48.7	-0.0898	5.88	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2-2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算 略</p> <p>(2) 積算方法 略</p> <p>(3) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p><u>1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用</u></p> <p><u>質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。</u></p> <p><u>$U_k = A + M + K$ (又は K')</u></p> <p><u>ただし、U_k : 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費</u></p> <p><u>A : 基本運賃料金 (円)</u></p> <p><u>表 2.1 によるものとする。</u></p> <p><u>なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。</u></p> <p><u>また、運賃は下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増 (特大品, 悪路, 冬期, 深夜早朝, 地区等) の有無にかかわらず適用出来る。</u></p> <p><u>ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。</u></p> <p><u>M : その他の諸料金 (円)</u></p> <p><u>1) 組立, 解体に要する費用</u></p> <p><u>重建設機械の組立, 解体に要する費用は別途加算する。</u></p> <p><u>2) その他下記事項の料金を必要により計上する。</u></p> <p><u>a 荷役機械使用料</u></p> <p><u>b 自動車航送船使用料</u></p> <p><u>c 有料道路利用料</u></p>	<p>2-2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算 略</p> <p>(2) 積算方法 略</p> <p>(3) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p><u>質量 20 t 以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。</u></p> <p><u>$U_k = [A 1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A 2 \cdot C_2 + A 3 \cdot C_3 + B] \cdot D + M + K$ (又は K')</u></p> <p><u>ただし U_k : 貨物自動車による運搬費</u></p> <p><u>A 1 : 基本運賃料金</u></p> <p><u>中部運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。</u></p> <p><u>なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。</u></p> <p><u>また、基本運賃料金の 10% の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。</u></p> <p><u>A 2 : 悪路割増区間基本運賃料金</u></p> <p><u>中部運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。</u></p> <p><u>なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。</u></p> <p><u>A 3 : 冬期割増区間基本運賃料金</u></p> <p><u>中部運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切</u></p>	<p>積算基準及び歩掛表 (その 1)</p> <p>I-2-②-1 1 ~ 1 4</p> <p>質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用を全面改定</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;"><u>d その他</u></p> <p><u>K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）</u></p> <p><u>K’：運搬される建設機械の運搬中の損料（円）</u></p> <p><u>運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料又は損料を計上する。</u></p> <p><u>積算方法は、「2）運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。</u></p> <p><u>* 建設機械運搬方法等は表 2.3 による。</u></p> <p><u>2）運搬される建設機械の運搬中の賃料（K）及び損料（K’）</u></p> <p><u>運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。</u></p> <p><u>運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料（円）×運搬に要する日数（日）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料（円）} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$</u></p> <p><u>運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料（円）×運搬に要する日数（日）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料（円）} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$</u></p> <p><u>L：運搬距離（km）基地から現場までの片道距離とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>輸送速度：（30 km/h）</u></p> <p><u>（注）1．運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。</u></p> <p><u>2．運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速 30 km/h を標準とする。</u></p>	<p><u>運賃」によるものとする。</u></p> <p><u>なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。</u></p> <p><u>B：諸料金（県）</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>a．地区割増料……適用しない。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>b．車両割増料……適用しない。</u></p> <p><u>C₁～C₄：運賃割増率（表 2.1）</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>C₁：特大品割増</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>C₂：悪路割増</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>C₄：深夜早朝割増</u></p> <p><u>D：運搬車両の台数</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>1 を代入する。</u></p> <p><u>M：その他の諸料金</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>1）組立、解体に要する費用</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>2）その他下記事項の料金を必要により計上する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>a 荷役機械使用料</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>b 自動車航送船使用料</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>c 有料道路利用料</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>d その他</u></p> <p><u>K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）</u></p> <p><u>K’：運搬される建設機械の運搬中の損料（円）</u></p>	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。</u> <u>なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。</u></p> <p><u>4. 油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板V_L・VI_L・II_w・III_w・IV_w型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。</u></p> <p><u>5. 輸送費の算定において、機械の所在場所は表2.2を標準とする。(県)</u></p>	<p><u>運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。</u> <u>積算方法は、「1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。</u> <u>*建設機械運搬方法等は表2.3による。</u> <u>*端数処理</u> <u>輸送費(基本運賃料金×運賃割増率)及び諸料金(B)は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に、10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は、1,000円にそれぞれ切上げる。</u> <u>*建設機械の所在地について(県)</u> <u>輸送費の算定において、機械の所在場所は表2.2を標準とする。</u></p>	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新								旧				備考欄						
表 2.1 基本運賃表								表 2.1 運賃割増率										
貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増す 毎こ(円)	割増項目	運 用 範 囲		割増率						
20 t 車以上 30 t 車まで	路面切削機	2.0m	82,500	76,000	98,000	120,500	120,500	8,900	建設機械類	使用車両積載トン数 15 t未満		6割増						
	"									15 t以上		7割増						
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m							(注) 3	単体の長 (m)		単体の重量 (t)		=				
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m								12 ≤ L < 15		1 ≤ G < 15		8割増				
	自走式破砕機	クラッシュ ヤー寸法 間450mm 幅925mm								15 ≤ L < 20		=		10割増				
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用機								20 ≤ L		15 ≤ G		12割増				
バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m ³ / 平積0.3m ³	要割増区間の運送距離に於ける基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る		=		3割増												
各種	-	運送時間を「22～5時」に指定する場合、		=		3割増												
(注) 1. 450km を超える場合は別途考慮する。 2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。								(注) 1. 鋼管の輸送については「第IV編第4章①鋼管製作工」、水門については「機械設備標準基準(案)」により別途計上するものとし、その他については、上記運賃表で計上するものとする。 2. 誘導車、誘導員の費用は特大品割増に含む。 3. 特大品割増(C1)で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。 4. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。 1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び燃料 (K') 運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び燃料は次式により計上する。 運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円) × L / (輸送速度 × 8) 運搬中の燃料＝運搬される機械の供用1日当り燃料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K'＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り燃料 (円) × L / (輸送速度 × 8) L：運送距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。 輸送速度：30 (km/h) 注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小企業2位を四捨五入し、小企業1位止めとする。 2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。 3. 分解・組立を要する重機設備機械の積算にあたっては、重機設備機械分解組立により積算すること。なお、重機設備機械分解組立輸送については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。										
表 2.2 略								表 2.2 略										

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新							旧							備考欄
表 2.3 建設機械運搬方法							表 2.3 建設機械運搬方法							
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備考	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備考	
		速度 (km/h)	労務	車種	機械質量 (t)				速度 (km/h)	労務	車種	機械質量 (t)		
路 面 切 削 機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50		路 面 切 削 機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50		
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00		ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.50		
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		
自 走 式 破 砕 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		自 走 式 破 砕 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		
油 圧 式 抗 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油 圧 式 抗 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		
パ ッ ク ホ ウ (超 ロ ン グ アーム 型)	山積0.4m ³ /平積0.3m ³			R	22.00		油 圧 式 抗 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用 Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用			R	37.90		
(注) 1. 貨物自動車による運搬は、別途計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。							(注) 1. 貨物自動車による運搬は、別途計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。							

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 略</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>1) 略</p> <p>2) 略</p> <p>3) トンネル工事における呼吸用保護具の積算</p> <p>トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = <u>1,660,000</u> + 総労務費 × 0.5% (円)</p> <p><u>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。</u></p> <p><u>上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。</u></p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。</p> <p><u>(注) B級とは濡れ率の性能等級を示す。</u></p>	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 略</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>1) 略</p> <p>2) 略</p> <p>3) トンネル工事における呼吸用保護具の積算</p> <p>トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = <u>1,490,000</u> + 総労務費 × 0.5% (円)</p> <p><u>《新規追加》</u></p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。</p> <p><u>《新規追加》</u></p>	<p>積算基準及び歩掛表 (その1)</p> <p>I-2-②-2 2</p> <p>記事の改定</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新					旧					備考欄	
表-3 地域補正の適用					表-3 地域補正の適用					積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-②-29 市街地(DID補正)の 区分を改定	
適用条件		対象		補正 係数	適用 優先	適用条件		補正 係数	適用 優先		
施工地域区分	工種区分					施工地域区分	工種区分				
大都市	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	名古屋市市の市街地が施工箇所に含まれる場合。		1.2	1	大都市	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 電線共同溝工事	名古屋市市の市街地が施工箇所に含まれる場合。			
市街地(DID補正)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地が施工箇所に含まれる場合。				市街地(DID補正)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地が施工箇所に含まれる場合。			
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.2	2	一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)				一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			
<u>市街地(DID補正)</u>	<u>鋼橋架設工事</u>	<u>市街地が施工箇所に含まれる場合。</u>		<u>1.1</u>	<u>3</u>	<u>市街地(DID補正)</u>	<u>電線共同溝工事、 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)</u>	<u>市街地が施工箇所に含まれる場合。</u>			
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.1	4	一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.1	5	一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			
<u>市街地(DID補正)</u>	<u>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工 事以外の工種 (※)</u>	<u>市街地が施工箇所に含まれる場合。</u>		<u>1.1</u>	<u>6</u>	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。			
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.0	7						
※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない					※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない						

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新					旧					備考欄
別表第2 現場管理費率 第1表					別表第2 現場管理費率 第1表					積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-②-3 2 下水道(4)工事を追加
対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
工種区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b				A	b		
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11						
(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。					(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。					
第5表					第5表					積算基準及び歩掛表 (その1) I-2-②-3 3 コンクリートダム工事の諸経費改定
対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
工種区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b				A	b		
コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	23.13	コンクリートダム	22.32	338.0	-0.1371	15.59	
フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24	フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新												旧												備考欄				
係数A												係数B												備考欄				
工種区分	一般交通形 響無し	大都市	一般交通形 響有り(1)	一般交通形 響有り(2)	市街地(D/D) 補正	山間僻地及 び離島	一般交通形 響無し	大都市	一般交通形 響有り(1)	一般交通形 響有り(2)	市街地(D/D) 補正	山間僻地及 び離島	一般交通形 響無し	大都市	一般交通形 響有り(1)	一般交通形 響有り(2)	市街地(D/D) 補正	山間僻地及 び離島	一般交通形 響無し	大都市	一般交通形 響有り(1)	一般交通形 響有り(2)	市街地(D/D) 補正		山間僻地及 び離島	係数a	係数b	
別表-1	河川工事	1901.4	-	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-	-0.3275	-0.3280	-0.3284	1939.0	-	-0.3275	-0.3280	-0.3284	1939.0	-	-0.3275	-0.3280	-0.3284	1939.0	-	-0.3275	-0.3280	-0.3284	13.3999	0.1615
	河川・道路構造 物工事	410.4	-	453.5	452.4	452.4	413.5	-	-0.2004	-0.2019	-0.2019	413.5	-	-0.2004	-0.2019	-0.2019	413.5	-	-0.2004	-0.2019	-0.2019	413.5	-	-0.2004	-0.2019	-0.2019	1.0955	0.3057
	海岸工事	521.4	-	550.7	561.8	561.8	488.2	-	-0.2255	-0.2306	-0.2306	488.2	-	-0.2255	-0.2306	-0.2306	488.2	-	-0.2255	-0.2306	-0.2306	488.2	-	-0.2255	-0.2306	-0.2306	4.2009	0.2226
	道路改良工事	78.9	-	87.2	87.0	87.0	79.4	-	-0.0698	-0.0714	-0.0714	79.4	-	-0.0698	-0.0714	-0.0714	79.4	-	-0.0698	-0.0714	-0.0714	79.4	-	-0.0698	-0.0714	-0.0714	2.4722	0.2611
	鋼橋架設工事	4760.3	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-	-0.3796	-0.3805	-0.3805	4867.7	-	-0.3796	-0.3805	-0.3805	4867.7	-	-0.3796	-0.3805	-0.3805	4867.7	-	-0.3796	-0.3805	-0.3805	8.9680	0.2036
	PC橋工事	1238.0	-	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-	-0.2907	-0.2884	-0.2884	1351.0	-	-0.2907	-0.2884	-0.2884	1351.0	-	-0.2907	-0.2884	-0.2884	1351.0	-	-0.2907	-0.2884	-0.2884	0.5348	0.3394
	橋梁保全工事	3393.5	-	3979.5	3855.9	3855.9	3764.5	-	-0.3485	-0.3455	-0.3455	3764.5	-	-0.3485	-0.3455	-0.3455	3764.5	-	-0.3485	-0.3455	-0.3455	3764.5	-	-0.3485	-0.3455	-0.3455	1.6260	0.2838
	舗装工事	923.0	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-	-0.2807	-0.2725	-0.2725	1149.1	-	-0.2807	-0.2725	-0.2725	1149.1	-	-0.2807	-0.2725	-0.2725	1149.1	-	-0.2807	-0.2725	-0.2725	0.7817	0.3147
	共同溝等工事 (1)	213.2	-	247.5	241.0	241.0	232.8	-	-0.1480	-0.1455	-0.1455	232.8	-	-0.1480	-0.1455	-0.1455	232.8	-	-0.1480	-0.1455	-0.1455	232.8	-	-0.1480	-0.1455	-0.1455	0.4678	0.3598
	共同溝等工事 (2)	314.1	-	363.9	354.7	354.7	341.7	-	-0.1852	-0.1833	-0.1833	341.7	-	-0.1852	-0.1833	-0.1833	341.7	-	-0.1852	-0.1833	-0.1833	341.7	-	-0.1852	-0.1833	-0.1833	0.0142	0.5399
	トンネル工事	1070.6	-	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	-0.2685	-0.2619	-0.2619	1306.0	-	-0.2685	-0.2619	-0.2619	1306.0	-	-0.2685	-0.2619	-0.2619	1306.0	-	-0.2685	-0.2619	-0.2619	0.1118	0.4194
	砂防・地すべり 等工事	275.1	-	288.4	295.3	295.3	254.5	-	-0.1738	-0.1797	-0.1797	254.5	-	-0.1738	-0.1797	-0.1797	254.5	-	-0.1738	-0.1797	-0.1797	254.5	-	-0.1738	-0.1797	-0.1797	0.1422	0.4132
	道路維持工事	303.5	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-	-0.1628	-0.1653	-0.1653	302.7	-	-0.1628	-0.1653	-0.1653	302.7	-	-0.1628	-0.1653	-0.1653	302.7	-	-0.1628	-0.1653	-0.1653	1.6840	0.2898
	河川維持工事	635.1	-	697.2	697.9	697.9	633.0	-	-0.2391	-0.2406	-0.2406	633.0	-	-0.2391	-0.2406	-0.2406	633.0	-	-0.2391	-0.2406	-0.2406	633.0	-	-0.2391	-0.2406	-0.2406	8.0310	0.2114
	下水道工事(1)	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-	-0.0975	-0.0941	-0.0941	112.6	-	-0.0975	-0.0941	-0.0941	112.6	-	-0.0975	-0.0941	-0.0941	112.6	-	-0.0975	-0.0941	-0.0941	0.5192	0.3472
	下水道工事(2)	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-	-0.1770	-0.1811	-0.1811	276.7	-	-0.1770	-0.1811	-0.1811	276.7	-	-0.1770	-0.1811	-0.1811	276.7	-	-0.1770	-0.1811	-0.1811	1.1316	0.3060
	下水道工事(3)	366.6	-	422.5	412.8	412.8	395.6	-	-0.1891	-0.1891	-0.1891	395.6	-	-0.1891	-0.1891	-0.1891	395.6	-	-0.1891	-0.1891	-0.1891	395.6	-	-0.1891	-0.1891	-0.1891	2.7078	0.2589
	下水道工事(4)	186.2	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-	-0.1408	-0.1419	-0.1419	188.0	-	-0.1408	-0.1419	-0.1419	188.0	-	-0.1408	-0.1419	-0.1419	188.0	-	-0.1408	-0.1419	-0.1419	0.6805	0.3202
	公園工事	643.6	-	715.1	711.5	711.5	654.3	-	-0.2229	-0.2235	-0.2235	654.3	-	-0.2229	-0.2235	-0.2235	654.3	-	-0.2229	-0.2235	-0.2235	654.3	-	-0.2229	-0.2235	-0.2235	13.5714	0.1739
	コンクリートダ ム工事	115.6	-	-	-	-	-	-	-0.0824	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3392	0.3621
	フィルダム工事	91.3	-	-	-	-	-	-	-0.0673	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1633	0.3963
	電線共同溝工事	266.2	320.4	293.4	293.1	293.1	267.2	-	-0.1510	-0.1540	-0.1540	267.2	-	-0.1510	-0.1540	-0.1540	267.2	-	-0.1510	-0.1540	-0.1540	267.2	-	-0.1510	-0.1540	-0.1540	0.0635	0.6165
	情報ボックス工 事	1338.5	-	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-	-0.2881	-0.2880	-0.2880	1413.4	-	-0.2881	-0.2880	-0.2880	1413.4	-	-0.2881	-0.2880	-0.2880	1413.4	-	-0.2881	-0.2880	-0.2880	3.6607	0.2249

積算基準及び歩掛表
(その1)
I-11-①-5
下水道工事(4)を
追加
コンクリートダム工
事及びフィルダム工
事の係数を改定

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄		
<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工</p> <p>⑨ 構造物補修工</p> <p>⑨-3 構造物補修工（断面修復工（左官工法））</p> <p>1. 適用範囲 略</p> <p>2. 施工概要</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>（注）1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>2. 仕上げには養生を含む。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、現場条件により特殊な養生が必要な場合は、別途考慮する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3. 構造物で鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含む作業と含まない作業が混在する場合は、別途考慮する。</u></p> <p>3. 施工歩掛 略</p> <p>4. 単価表 略</p> <p><u>【参考】 1 構造物について（橋梁）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">1 構造物と考える場合（例）</p> <p style="font-size: x-small;">上部工又は下部工が分離しているが、一体として橋梁の構造を形成している場合は、1 構造物と考える。</p> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">1 構造物と考えない場合（例）</p> <p style="font-size: x-small;">上り線、下り線等、上部工と下部工が分離した構造の場合は、2 構造物と考える。</p> </td> </tr> </table> </div>	<p style="text-align: center; font-size: small;">1 構造物と考える場合（例）</p> <p style="font-size: x-small;">上部工又は下部工が分離しているが、一体として橋梁の構造を形成している場合は、1 構造物と考える。</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">1 構造物と考えない場合（例）</p> <p style="font-size: x-small;">上り線、下り線等、上部工と下部工が分離した構造の場合は、2 構造物と考える。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工</p> <p>⑨ 構造物補修工</p> <p>⑨-3 構造物補修工（断面修復工（左官工法））</p> <p>1. 適用範囲 略</p> <p>2. 施工概要</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>（注）1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>2. 仕上げには養生を含む。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、現場条件により特殊な養生が必要な場合は、別途考慮する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>《新規追加》</u></p> <p>3. 施工歩掛 略</p> <p>4. 単価表 略</p> <p><u>《新規追加》</u></p>	<p>積算基準及び歩掛表 （その1）</p> <p>Ⅱ-2-⑨-7～10</p> <p>注記及び参考を追加</p>
<p style="text-align: center; font-size: small;">1 構造物と考える場合（例）</p> <p style="font-size: x-small;">上部工又は下部工が分離しているが、一体として橋梁の構造を形成している場合は、1 構造物と考える。</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">1 構造物と考えない場合（例）</p> <p style="font-size: x-small;">上り線、下り線等、上部工と下部工が分離した構造の場合は、2 構造物と考える。</p>			

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2-4 準備費</p> <p>2-4-1 準備費の内容</p> <p>直接工事費に含まれない準備および跡片付け、測量、丁張、整備等の費用とする。</p> <p>1) 準備及び跡片付けに要する費用 略</p> <p>2) 測量、丁張等に要する費用 略</p> <p>3) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用</p> <p>4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備等に要する費用</p> <p><u>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</u></p>	<p>2-4 準備費</p> <p>2-4-1 準備費の内容</p> <p>直接工事費に含まれない準備および跡片付け、測量、丁張、整備等の費用とする。</p> <p>1) 準備及び跡片付けに要する費用 略</p> <p>2) 測量、丁張等に要する費用 略</p> <p>3) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用</p> <p>4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備等に要する費用</p> <p><u>《新規追加》</u></p>	<p>積算基準及び歩掛表 (その3)</p> <p>2-2-6</p> <p>記事の追加</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2-6 安全費</p> <p>2-6-1 安全費の内容 略</p> <p>2-6-2 積算方法</p> <p>1) 率積算</p> <p>共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>(2) 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>(3) 標示板、標識、保全灯、防護柵、バリケード、<u>架空線等事故防止対策簡易ゲート</u>、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>2) 積上げ積算</p> <p>「第5章 間接工事費の施工歩掛、第5節 安全費」によるほか、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) <u>関係施設等に近接した土木現場の出入り口等に配置する交通誘導を伴わない安全管理員等</u>に要する費用</p> <p style="text-align: center;">～以下略～</p>	<p>2-6 安全費</p> <p>2-6-1 安全費の内容 略</p> <p>2-6-2 積算方法</p> <p>1) 率積算</p> <p>共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>(2) 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>(3) 標示板、標識、保全灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>2) 積上げ積算</p> <p>「第5章 間接工事費の施工歩掛、第5節 安全費」によるほか、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) <u>交通誘導警備員および機械の誘導員等の交通管理</u>に要する費用</p> <p style="text-align: center;">～以下略～</p>	<p>積算基準及び歩掛表 (その3)</p> <p>2-2-7～8</p> <p>記事の追加</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2-8 技術管理費</p> <p>2-8-1 技術管理費の内容 略</p> <p>2-8-2 積算方法</p> <p>1) 率積算</p> <p>共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用</p> <p>(2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</p> <p>(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>(4) 工事完成図書類の作成に要する費用</p> <p>(5) 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>(6) コンクリートの中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>(7) コンクリート非破壊試験および単位水量試験に要する費用</p> <p>(8) 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>(9) 施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>(10) PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p><u>(11) 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）</u></p> <p>(12) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</p> <p>2) 積上げ積算</p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 特別な品質管理に要する費用（土質等試験、土質調査）</p>	<p>2-8 技術管理費</p> <p>2-8-1 技術管理費の内容 略</p> <p>2-8-2 積算方法</p> <p>1) 率積算</p> <p>共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用</p> <p>(2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</p> <p>(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>(4) 工事完成図書類の作成に要する費用</p> <p>(5) 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>(6) コンクリートの中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>(7) コンクリート非破壊試験および単位水量試験に要する費用</p> <p>(8) 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>(9) 施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>(10) PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p><u>《新規追加》</u></p> <p>(11) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</p> <p>2) 積上げ積算</p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 特別な品質管理に要する費用（土質等試験、土質調査、<u>溶接</u>）</p>	<p>積算基準及び歩掛表 （その3）</p> <p>2-2-10</p> <p>記事の追加、改定</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(2) 現場条件等により積上げを要する費用（変位量管理に要する盛土、軟弱地盤等における計器の設置・撤去・測定・取りまとめに要する費用、パイロット施工に要する費用等）</p> <p>(3) 施工実態調査および諸経費動向調査に要する費用</p> <p>(4) その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p><u>試験、(現場)</u></p> <p>(2) 現場条件等により積上げを要する費用（変位量管理に要する盛土、軟弱地盤等における計器の設置・撤去・測定・取りまとめに要する費用、パイロット施工に要する費用等）</p> <p>(3) 施工実態調査および諸経費動向調査に要する費用</p> <p>(4) その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第4節 その他</p> <p>1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算</p> <p>1-1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について</p> <p style="color: red;"><u>受注者の責めに帰すことのできないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。</u></p> <p style="color: red;"><u>なお</u>、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8. 増し分費用の費目と内容」及び「9. 増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）によるものとする。</p> <p>1-1-1 増加費用等の適用及び範囲</p> <p>1) 増加費用等の適用</p> <p>増加費用等の適用は、<u>工期延長等に伴う増加費用等について受注者</u>から請求があった場合に適用する。</p> <p>なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 その他</p> <p>1 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>1-1 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について</p> <p style="color: blue;"><u>土木請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担について</u></p> <p style="color: blue;"><u>は</u>、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8. 増し分費用の費目と内容」及び「9. 増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）によるものとする。</p> <p>1-1-1 増加費用等の適用及び範囲</p> <p>1) 増加費用等の適用</p> <p>増加費用等の適用は、<u>発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について請負者</u>から請求があった場合に適用するものとする。</p> <p>なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。</p>	<p>積算基準及び歩掛表 （その3） 2-4-1～3</p> <p>記事を改定</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2) 増加費用等の範囲</p> <p><u>第I編 第11章①工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算についての1-2 増加費用等の範囲による。</u></p> <p>1-1-2 増加費用等の算定</p> <p>1) 増加費用等の構成</p> <p><u>工期延長等に伴う</u>現場維持等に要する費用は、<u>工事原価内の間接工事費の中で計上し、</u>一般管理費等の対象とする。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center; color: red;">●<u>工期延長等</u>に伴う本支店における増加費用を含む</p> </div> <p>(注) <u>工期延長等</u>に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> <p style="margin-top: 20px;">増加費用等は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。</p>	<p>2) 増加費用等の範囲</p> <p><u>一時中止に伴う増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。</u></p> <div style="margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現場維持等に要する費用</u> <ul style="list-style-type: none"> イ. <u>工事現場の維持に要する費用</u> ロ. <u>工事体制の縮小に要する費用</u> ハ. <u>工事の再開・準備に要する費用</u> ・<u>本支店における増加費用</u> </div> <p>1-1-2 増加費用等の算定</p> <p>1) 増加費用等の構成</p> <p><u>増加費用等の算定は、中止期間中の</u>現場維持等に要する費用を工事原価<u>に含め</u>一般管理費等の対象とする。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center; color: red;">●<u>一時中止</u>に伴う本支店における増加費用を含む</p> </div> <p>(注) 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> <p style="margin-top: 20px;"><u>《新規追加》</u></p>	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2) <u>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用</u> <u>標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</u> <u>(1) 増加費用等の構成費目は、第I編第11章①工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について 2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の(1)による。</u></p>	<p>2) <u>中止期間中の現場維持等に要する費用</u> <u>《新規追加》</u></p> <p><u>(1) 中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</u></p> <p><u>①積上げ項目</u> <u>積上げ計上する項目は、直接工事費、船舶回航費、仮設工および事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、船舶および機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。</u></p> <p><u>イ. 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)、船舶および機械経費、船舶回航費および仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</u></p> <p><u>ロ. 直接工事費、仮設工および事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</u></p> <p><u>②率で計上する項目</u> <u>一時中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</u></p> <p><u>イ. 運搬費の増加費用</u> <u>現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</u></p> <p><u>ロ. 安全費の増加費用</u> <u>工事現場の維持に要する費用</u></p>	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(2) 算定方法</p> <p><u>工期延長等</u>に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。</p> $G = dg \times J + \alpha$ <p>ただし、</p> <p>G : <u>工期延長等に伴う</u>現場維持等の費用 (単位 円 1,000 円未満切り捨て)</p> <p>dg : <u>工期延長等</u>に係る現場経費率 (% 小数第4位四捨五入3位止め)</p> <p>(前記1-1-2 2) (1) ②に示す率項目)</p> <p>J : 対象額 (<u>工期延長等</u>時点の契約上の<u>現場管理費対象</u>純工事費) (単位 円 1,000 円未満切り捨て)</p> <p>α : 積上げ費用 (単位 円 1,000 円未満切り捨て)</p> <p>(前記1-1-2 2) (1) ①に示す積上げ項目)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)</u></p> <p>ハ. <u>役務費の増加費用</u></p> <p style="text-align: center;"><u>仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</u></p> <p>ニ. <u>営繕費の増加費用</u></p> <p style="text-align: center;"><u>現場事務所、労働者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</u></p> <p>ホ. <u>現場管理費の増加費用</u></p> <p style="text-align: center;"><u>現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</u></p> <p>(2) 算定方法</p> <p><u>一時中止</u>に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。</p> $G = dg \times J + \alpha$ <p>ただし、</p> <p>G : <u>中止期間中の</u>現場維持等の費用 (単位 円 1,000 円未満切り捨て)</p> <p>dg : <u>一時中止</u>に係る現場経費率 (% 小数第4位四捨五入3位止め)</p> <p>(前記1-1-2 2) (1) ②に示す率項目)</p> <p>J : 対象額 (<u>一時中止</u>時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000 円未満切り捨て)</p> <p>α : 積上げ費用 (単位 円 1,000 円未満切り捨て)</p> <p>(前記1-1-2 2) (1) ①に示す積上げ項目)</p>	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄																																																														
<p>① 工期延長等に伴い増加する現場経費率</p> $dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、</p> <p>dg : 工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）</p> <p>（前記1-1-2 2）(1) ②に示す率項目）</p> <p>J : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）</p> <p>N : 工期延長等日数（日）</p> <p>ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期等日数。</p> <p>R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）</p> <p>A : </p> <p>B : </p> <p>a : </p> <p>b : </p> <p style="text-align: center;">表-1 工種区別の現場経費率係数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="3">係数 A</th> <th rowspan="2">係数 B</th> <th rowspan="2">係数 a</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>A区分</th> <th>B区分 C区分 <small>[-一般交通等の影響あり]</small></th> <th>C区分 <small>[-一般交通等の影響なし]</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾浚渫工事</td> <td>109.5</td> <td>105.5</td> <td>99.9</td> <td>-0.0709</td> <td>0.7347</td> <td>0.2713</td> </tr> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td>202.4</td> <td>195.8</td> <td>185.3</td> <td>-0.0811</td> <td>0.5764</td> <td>0.2992</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>115.2</td> <td>111.4</td> <td>105.5</td> <td>-0.1120</td> <td>1.8285</td> <td>0.2498</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>（注）施工地域区分については、「第2章第2節2-1-2積算方法1(2)共通仮設比率の補正」を参照</small></p>	工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	A区分	B区分 C区分 <small>[-一般交通等の影響あり]</small>	C区分 <small>[-一般交通等の影響なし]</small>	港湾浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713	港湾構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0811	0.5764	0.2992	海岸工事	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.8285	0.2498	<p>① 一時中止に伴い増加する現場経費率</p> $dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、</p> <p>dg : 一時中止に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）</p> <p>（前記1-1-2 2）(1) ②に示す率項目）</p> <p>J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）</p> <p>N : 一時中止日数（日）</p> <p>ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。</p> <p>R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）</p> <p>A : </p> <p>B : </p> <p>a : </p> <p>b : </p> <p style="text-align: center;">表-1 工種区別の現場経費率係数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="3">係数 A</th> <th rowspan="2">係数 B</th> <th rowspan="2">係数 a</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>A区分</th> <th>B区分 C区分 <small>[-一般交通等の影響あり]</small></th> <th>C区分 <small>[-一般交通等の影響なし]</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾浚渫工事</td> <td>109.5</td> <td>105.5</td> <td>99.9</td> <td>-0.0709</td> <td>0.7347</td> <td>0.2713</td> </tr> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td>202.4</td> <td>195.8</td> <td>185.3</td> <td>-0.0811</td> <td>0.5764</td> <td>0.2992</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>115.2</td> <td>111.4</td> <td>105.5</td> <td>-0.1120</td> <td>1.8285</td> <td>0.2498</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>（注）施工地域区分については、「第2章第2節2-1-2積算方法1(2)共通仮設比率の補正」を参照</small></p>	工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	A区分	B区分 C区分 <small>[-一般交通等の影響あり]</small>	C区分 <small>[-一般交通等の影響なし]</small>	港湾浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713	港湾構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0811	0.5764	0.2992	海岸工事	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.8285	0.2498	
工種区分		係数 A						係数 B	係数 a	係数 b																																																						
	A区分	B区分 C区分 <small>[-一般交通等の影響あり]</small>	C区分 <small>[-一般交通等の影響なし]</small>																																																													
港湾浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713																																																										
港湾構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0811	0.5764	0.2992																																																										
海岸工事	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.8285	0.2498																																																										
工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b																																																										
	A区分	B区分 C区分 <small>[-一般交通等の影響あり]</small>	C区分 <small>[-一般交通等の影響なし]</small>																																																													
港湾浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713																																																										
港湾構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0811	0.5764	0.2992																																																										
海岸工事	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.8285	0.2498																																																										

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第2章 積算基準</p> <p>1-2 旅費交通費</p> <p><u>宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、(1)を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(2)を原則適用する。ただし、現地条件等により、(1)、(2)によりがたい場合は、(3)を適用する。</u></p> <p>1-2-1 通勤及び宿泊の区分</p> <p><u>(1) 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</u></p> <p><u>「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p> <p><u>なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</u></p>	<p>第2章 積算基準</p> <p>1-2 旅費交通費</p> <p><u>《新規追加》</u></p> <p>1-2-1 通勤及び宿泊の区分</p> <p><u>《新規追加》</u></p>	<p>調査・設計業務委託 積算基準及び歩掛表 2-3～4</p>

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新			旧	備考欄
区 分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)		
測 量 業 務	直接人件費の0.56%	230		
地 質 調 査 業 務	直接調査費の2.14%	1,026		
土 木 設 計 業 務	直接人件費の0.63%	244		
調 査、 計 画 業 務	直接人件費の1.49%	597		
<p>(注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。 <u>現地作業での連絡車(ライトバン)運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p>2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査等を含む)にかかる費用を含んでいる。</p> <p>3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ(点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)にかかる費用を含んでいる。</p>				
<p>(2) <u>旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合)</u></p> <p>1) 「<u>測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務</u>」については、各業務の直接人件費(地質調査業務においては直接調査費)に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p><u>なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</u></p>			<p>《新規追加》</p>	

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">旅費交通費</th> <th style="text-align: center;">旅費交通費の上限 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>直接人件費の0.83%</td> <td style="text-align: center;">313</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>直接調査費の1.60%</td> <td style="text-align: center;">765</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>直接人件費の1.33%</td> <td style="text-align: center;">307</td> </tr> <tr> <td>調 査、計 画 業 務</td> <td>直接人件費の2.59%</td> <td style="text-align: center;">904</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u>測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。</u> <u>現地作業での連絡車(ライトバン)運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p>2. <u>地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査等を含む)にかかる費用を含んでいる。</u></p> <p>3. <u>土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ(点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)にかかる費用を含んでいる。</u></p> <p>2) <u>「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務に対して定められた係数(下記表を参照)に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</u></p> <p><u>なお、適用する区分は積算基準書に準拠する。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</u></p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(3)を適用する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</u></p>	区 分	旅費交通費	旅費交通費の上限 (千円)	測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313	地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765	土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307	調 査、計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904		
区 分	旅費交通費	旅費交通費の上限 (千円)															
測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313															
地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765															
土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307															
調 査、計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904															

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄										
<table border="1" style="margin-bottom: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">日当・宿泊料(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">測量業務</td> <td style="text-align: center;">7.3X</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地質調査業務</td> <td style="text-align: center;">6.6X</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土木設計業務</td> <td style="text-align: center;">9.1X</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査、計画業務</td> <td style="text-align: center;">9.1X</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;"><u>X: 延べ宿泊日数及び滞在日数(祝日補正日数は除く)</u></p> <p><u>(3) 旅費交通費の率を用いない積算</u></p> <p><u>1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。</u>ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者の内、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</p> <p>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</p> <p>現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。</p> <p>地質調査業務、土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車(ラ</p>	区 分	日当・宿泊料(千円)	測量業務	7.3X	地質調査業務	6.6X	土木設計業務	9.1X	調査、計画業務	9.1X	<p><u>(1) 通勤により業務を行う場合</u></p> <p><u>通勤により業務を行えるかどうかの判断は下記を目安とする。</u>ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は特定された業者が所在する市役所等とする。</p> <p>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</p> <p><u>また、現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。</u></p> <p><u>1) 積算上の基地から現地まで、連絡車(ライトバン)運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。</u></p> <p>地質調査業務及び設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車(ライ</p>	
区 分	日当・宿泊料(千円)											
測量業務	7.3X											
地質調査業務	6.6X											
土木設計業務	9.1X											
調査、計画業務	9.1X											

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄																																																								
<p>イトバン) 運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれるため、別途計上しない。</p> <p style="text-align: center;">連絡車(ライトバン) 運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>ℓ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6ℓ/h×〇h</td> </tr> <tr> <td>損料</td> <td>ライトバン1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>#</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車(ライトバン) 運転にかかる運転労務費は計上しない。</p> <p>また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p>4) 上記1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。</p> <p>なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経费率に含まれているため、別途計上しない。</p>	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×〇h	損料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料	#	#	日	1			供用日当り損料	<p>トバン) 運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。</p> <p style="text-align: center;">連絡車(ライトバン) 運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>ℓ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6ℓ/h×〇h</td> </tr> <tr> <td>損料</td> <td>ライトバン1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>#</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車(ライトバン) 運転にかかる運転労務費は計上しない。</p> <p>また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p><u>(2) 現地に滞在して業務を行う場合</u></p> <p>上記(1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。</p> <p>なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率に、含まれているため、別途計上しない。</p>	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×〇h	損料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料	#	#	日	1			供用日当り損料	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																				
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×〇h																																																				
損料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料																																																				
#	#	日	1			供用日当り損料																																																				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																				
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×〇h																																																				
損料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料																																																				
#	#	日	1			供用日当り損料																																																				

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄				
<p style="text-align: center;">第7章 発注者支援業務</p> <p style="text-align: center;">第1節 積算資料作成業務委託標準歩掛（県）</p> <p>1-1 適用範囲 略</p> <p>1-2 業務委託料 略</p> <p>1-3 業務委託料の積算</p> <p>(1)業務委託料の積算方法 略</p> <p>(2)各構成費目の算定</p> <p>イ 直接原価</p> <p>（イ）直接人件費 略</p> <p>（ロ）直接経費</p> <p>a. 事務用品費 略</p> <p>b. 旅費交通費</p> <p>旅費交通費は、調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表 第2章第1節1-2旅費交通費に準ずる。<u>なお、旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない場合）を適用する場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>旅費交通費等</u></td> <td style="text-align: center;"><u>旅費交通費等の上限（千円）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>直接人件費の0.63%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>244</u></td> </tr> </table> <p><u>（注）旅費交通費等の率は、打合せ、現地調査の費用とする。</u></p>	<u>旅費交通費等</u>	<u>旅費交通費等の上限（千円）</u>	<u>直接人件費の0.63%</u>	<u>244</u>	<p style="text-align: center;">第7章 発注者支援業務</p> <p style="text-align: center;">第1節 積算資料作成業務委託標準歩掛（県）</p> <p>1-1 適用範囲 略</p> <p>1-2 業務委託料 略</p> <p>1-3 業務委託料の積算</p> <p>(1)業務委託料の積算方法 略</p> <p>(2)各構成費目の算定</p> <p>イ 直接原価</p> <p>（イ）直接人件費 略</p> <p>（ロ）直接経費</p> <p>a. 事務用品費 略</p> <p>b. 旅費交通費</p> <p>旅費交通費は、調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表 第2章第1節1-2旅費交通費に準ずる。<u>《新規追加》</u></p>	<p>調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表 7-2</p> <p>旅費交通費等の率計上の追加</p>
<u>旅費交通費等</u>	<u>旅費交通費等の上限（千円）</u>					
<u>直接人件費の0.63%</u>	<u>244</u>					

積算基準及び歩掛表 新旧対照表

新	旧	備考欄				
<p style="text-align: center;">第2節 工事監督支援業務委託積算基準（国）</p> <p>2-1 適用範囲 略</p> <p>2-2 業務委託料 略</p> <p>2-3 業務委託料の積算</p> <p>(1)業務委託料の積算方式 略</p> <p>(2)各構成項目の算定</p> <p>イ 直接原価</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 直接人件費 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 直接経費</p> <p style="padding-left: 40px;">事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。</p> <p>a 事務用品費 略</p> <p>b 旅費交通費</p> <p style="padding-left: 40px;">調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表 第2章第1節1-2 旅費交通費に準ずる。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>なお、旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない場合）を適用する場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>旅費交通費等</u></td> <td style="text-align: center;"><u>旅費交通費等の上限（千円）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>直接人件費の4.15%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二</u></td> </tr> </table> <p>(注) <u>旅費交通費等の率は、打合せ、現地確認、段階確認、工事検査等への臨場の費用とする。</u></p>	<u>旅費交通費等</u>	<u>旅費交通費等の上限（千円）</u>	<u>直接人件費の4.15%</u>	<u>二</u>	<p style="text-align: center;">第2節 工事監督支援業務委託積算基準（国）</p> <p>2-1 適用範囲 略</p> <p>2-2 業務委託料 略</p> <p>2-3 業務委託料の積算</p> <p>(1)業務委託料の積算方式 略</p> <p>(2)各構成項目の算定</p> <p>イ 直接原価</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 直接人件費 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 直接経費</p> <p style="padding-left: 40px;">事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。</p> <p>a 事務用品費 略</p> <p>b 旅費交通費</p> <p style="padding-left: 40px;">調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表 第2章第1節1-2 旅費交通費に準ずる。<u>《新規追加》</u></p>	<p>調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表 7-11</p> <p>旅費交通費等の率計上の追加</p>
<u>旅費交通費等</u>	<u>旅費交通費等の上限（千円）</u>					
<u>直接人件費の4.15%</u>	<u>二</u>					